原料用かんしょ 原料用ばれいしょ なたね てんさい さとうきび	中欄に掲げる品目を十アール以上作付けし、販売する経営
牛乳	搾乳牛を一頭以上飼養し、生乳を販売する経営
去勢若齢肥育牛	肥育を目的とする去勢若齢和牛を一頭以上飼養し、販売する経営
乳用雄肥育牛	肥育を目的とする乳用雄牛を一頭以上飼養し、販売する経営
交雑種肥育牛	肥育を目的とする交雑種牛を一頭以上飼養し、販売する経営
子牛	肉用種の繁殖雌牛を二頭以上飼養し、子牛を生産して販売する経営
乳用雄育成牛	育成を目的とする乳用雄牛を五頭以上飼養し、販売する経営
交雑種育成牛	育成を目的とする交雑種牛を五頭以上飼養し、販売する経営
肥育豚	肥育豚を年間二十頭以上販売し、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が七割以上の経営
組織法人経営体 米 小麦 大豆	中欄に掲げる品目を作付けし、販売する経営 大豆（黒大豆を除く。）を作付けし、販売する経営

別表第三（第三条関係）

送付に係る調査客体記録の種類	品目	送付に係る期限
営農類型別の経営に関する統計に係る調査客体記録のうち個別経営体に関するもの		毎年六月二十日
営農類型別の経営に関する統計に係る調査客体記録のうち組織法人経営体に関するもの		毎年七月三十一日
農産物の生産費に関する統計に係る調査客体記録	米	毎年六月三十日
	小麦 二条大麦 六条大麦 はだか麦 なたね	毎年三月十五日

そば 大豆 原料用ばれいしょ てんさい	毎年四月二十日
原料用かんしょ さとうきび	毎年五月二十日
牛乳	毎年六月二十日
去勢若齢肥育牛 乳用雄肥育牛 交雑種肥育牛 子牛 乳用雄育成牛 交雑種育成牛	毎年八月三十一日
肥育豚	毎年八月二十日

別表第四（第四条関係）

品目	集計対象期間	公表時期
米	毎年一月一日～十二月三十一日	翌年十月
てんさい	毎年一月一日～十二月三十一日	翌年七月
そば 大豆 原料用ばれいしょ 原料用かんしょ	毎年一月一日～十二月三十一日	翌年八月
さとうきび	毎年四月一日～翌年三月三十一日	翌年八月
牛乳 去勢若齢肥育牛 乳用雄肥育牛 交雑種肥育牛 子牛 乳用雄育成牛 交雑種育成牛 肥育豚	毎年四月一日～翌年三月三十一日	翌年十月
小麦 二条大麦 六条大麦 はだか麦 なたね	毎年前年九月一日～当年八月三十一日	翌年六月

別記様式第三号を次のように改める。